

議案第7号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整理について

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月11日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義が改められたことから、関係条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に
伴う関係条例の整理に関する条例

(山都町税等の減免に関する条例)

第1条 山都町税等の減免に関する条例(平成17年山都町条例第50号)の
一部を次のように改正する。

附則第4項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法
律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次
号において「新型コロナウイルス感染症」という。)」を「新型コロナウイルス
感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、
中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが
新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。次号において同じ。」
に改める。

(山都町国民健康保険条例)

第2条 山都町国民健康保険条例(平成17年山都町条例第100号)の一部
を次のように改正する。

第8条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第
31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新
型コロナウイルス感染症」という。)」を「新型コロナウイルス感染症(病原体
がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和
国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告さ
れたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。」に改める。

(山都町介護保険条例)

第3条 山都町介護保険条例（平成17年山都町条例第101号）の一部を次のように改正する。

附則第6項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町国民健康保険条例(平成17年条例第100号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第8条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下この条から第10条までにおいて同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。_____))に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第8条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下この条から第10条までにおいて同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>

